

# Gマーク申請受付(7月1日~7月14日)の際に 「標準的な運賃」の届出状況について お伺いいたします。ご協力をお願いいたします。



令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の 上限規制 (年間 960 時間) \*が適用されます。

長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラ である物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、 持続的なトラック輸送を維持するために、貨物自動車運送事業法が改正され、国土交通省は、令和2年4月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる 運賃として「標準的な運賃」を定めました。

(※) 時間外労働の上限規制 (年間 960 時間) に違反すると、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が科されるおそれがあります。

標準的な運賃の届出についての詳細は下記をご覧ください

[https://jta.or.jp/member/kaisei\\_jigyoho/kaisei\\_jigyoho\\_202008.html](https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/kaisei_jigyoho_202008.html)

Gマーク申請受付時に  
お伺いする内容は、  
右記になります。

※なお、標準的な運賃に掛かる届出率が非常に高い地域にあつては、本件についてお伺いしない場合があります。  
※「特別積合せ貨物運送事業者」「特定貨物自動車運送事業者」については、本件の対象外になります。

## 御社の「標準的な運賃」の届出状況

※事業所としてではなく、事業者としての状況を伺いますので、本社以外の営業所の方におかれては、事前に本社等へのご確認をお願いいたします。

1. 「標準的な運賃」は届出済みである。
2. 「標準的な運賃」は未届出である。
  - ① 届出予定である。
  - ② 検討中である。
  - ③ 届出の予定はない。(その理由)

「標準的な運賃」の届出に係る説明の希望の有無

## 標準的な運賃の告示制度に期待される効果

標準的な運賃により  
事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

ドライバーの  
労働環境の改善  
につながります



全産業平均レベルの  
賃金水準に  
引き上げられます



会社として  
法令遵守の徹底  
ができます



持続的なトラック輸送の確保につながります